

令和元年12月18日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会  
委員長 清原 哲史

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第68号議案 古賀市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別を排除するため、関係条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 成人被後見人及び被保佐人に該当したことによる失職ということが、地方公務員法上なくなることから、諸条例において、それに関する規定の改正及び引用条番号の条ずれへの対応等を行うもの。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第69号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度を導入することに伴い、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の公務災害補償等における補償基礎額を定める

ため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 これまで補償基礎額については「報酬を支給される職員」についてのみ規定していたが、フルタイムの会計年度任用職員に対応するため「給料を支給される職員」の規定を追加するもの。
- 2 この条例は、会計年度任用職員制度の導入に合わせ、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第70号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当並びに市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定するため、関係条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 30歳半ばまでの職員が該当する号給等について、給料月額を平均約0.1%引き上げるもの。
- 2 一般職の職員については、平成31年4月1日に遡って勤勉手当を0.05月分増額。増額分は12月勤勉手当に反映する。令和2年4月1日からは増額分を6月と12月に均等に振り分けるもの。
- 3 市議会議員・特別職常勤職員・特定任期付職員については、期末手当を同様に増額し、振り分けるもの。
- 4 住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を12,000円から16,000円に引き上げる。また、家賃相場を勘案し、手当額の上限を1,000円引き上げ、28,000円とするもの。国は令和2年4月1日からの改正になるが、労働組合との協議の中で古賀市では令和3年4月1日からとの取扱いになったとのこと。

#### 【意見】

(賛成意見)

労働基本権が制約されている公務員の給与を適正に保つものである。給与は生活を支え、経済の循環を支え、地方の経済の活性化にも寄与している。地域の労働環境の指標にもなるものであり、早急な是正が必要との考えから賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第71号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、行政区長及び行政隣組長の職が特別職非常勤職員の任用要件に該当しなくなるため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 古賀市は、行政区長及び行政隣組長は地方公務員法に基づく特別職非常勤職員としていたが、令和2年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の定義が変更になり、法改正後は行政区長等が特別職非常勤職員に該当しなくなるため、行政区長等を「私人」とする任用形態に変更。任用形態の変更により、古賀市特別職の職員の給与等に関する条例における行政区長等の報酬に関する規定を削除するもの。
- 2 今後の任用根拠としては、古賀市行政区長等に関する規則に規定する行政区長及び行政隣組長の位置づけとなるが、委嘱する事務内容も報酬額についても変更はない。
- 3 災害補償は、これまで特別職非常勤職員として公務災害の対象となっていたが、これが適用されなくなるので、今後は活動中の事故に対応する保険に加入する予定。
- 4 これまで公職選挙法では行政区長、行政隣組長の選挙運動を禁止していたが、今後はこの適用の対象外となる。
- 5 行政区長制度の根本として、地域住民が選出した地域の代表に市が業務を委嘱するものなので、市と地域のパイプ役として重要な位置づけであることから、特別職から私人となることで行政区長等になる方が減るようなことは想定していないとのこと。
- 6 文書の各戸配布の業者委託により、広報こが等の配布業務は委嘱事務から

は外しているが、回覧や地域のポスター配布などは残しているとのこと。

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。